平成２７年（フ）第２３６号
北海道旭川市末広５条７丁目２番５号
債務者　丸山　隆儀
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４３号
北海道旭川市東旭川北１条８丁目１番17号第２栄光ハイツ203号
債務者　菅原　元気（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４７号
北海道旭川市東光13条２丁目１番20号　フローレンス132
債務者　長谷部　綾
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５６号
栃木県那須塩原市美原町４番地396　大関アパート５号
債務者　安川　悟志
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第４２号
熊本県人吉市合ノ原町1545番地１
債務者　東　　亮太
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第４８号
熊本県球磨郡錦町大字西1483番地９
債務者　永岡　徹馬
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第４２７号
静岡県浜松市東区天王町1280番地の１　フローレンス門神301
債務者　田中　　愛
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４３４号
静岡県掛川市岡津407番地の50　ハイツトダⅠ―101、前住所静岡県掛川市家代の里１丁目13番地の５　サンライズⅡ―101
債務者　多藝比呂志
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４３５号
静岡県浜松市東区小池町765番地の12
債務者　村松ひろみ
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４３７号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣2396番地の238
債務者　中山　静雄
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４３８号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣2396番地の238
債務者　中山　克子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４４１号
静岡県浜松市東区植松町256番地の２　アップル第３マンション205
債務者　前畑　憲吾
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
熊本県八代市鏡町下村904番地６（１）
債務者　岩本　純子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月24日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第７６１号
東京都青梅市長淵３丁目186番地の１エスペランサ平野206
債務者　橋本プリシラこと　橋本　美月
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６２８号
東京都八王子市長沼町883番地２都営長沼町アパート３号棟104号
債務者　大窪　功二
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部